

# 広島平和記念資料館更新計画

広 島 市

平成19年(2007年)1月

### 施設名の表記について

正式名称	表 記	備 考
広島平和記念資料館	平和記念資料館	条例等に記載されている固有名詞を示す場合は正式名称とする。また、各々の建物を表す場合は、「本館」、「東館」と表記する。
広島平和記念館	平和記念館	条例等の固有名詞を示す場合は正式名称とする。
広島国際会議場	国際会議場	
国立広島原爆死没者 追悼平和祈念館	国立追悼平和祈念館	

# 目 次

<b>1 更新計画の趣旨</b>	
(1) 経緯 .....	1
(2) 検討対象 .....	2
<b>2 本館の整備</b>	
(1) 建物の概要 .....	3
(2) 建設の経緯 .....	3
(3) 建物の特徴及び評価 .....	4
(4) 課題 .....	5
(5) 保存整備の基本方針 .....	5
(6) 保存整備方法及び工事内容 .....	6
<b>3 展示の更新等</b>	
(1) 常設展示などの現状 .....	9
(2) 課題 .....	11
(3) 観覧動線及び諸室配置の見直し .....	12
(4) 展示構成の見直し .....	13
(5) 展示手法の検討 .....	15
(6) 観覧後の心情に配慮した場の充実 .....	18
<b>4 諸機能の充実</b>	
(1) 情報発信機能の充実 .....	20
(2) 調査研究機能の充実と平和に関する博物館などとの連携・交流 .....	23
(3) 資料の保存管理 .....	25
(4) 来館者サービスの向上 .....	27
<b>5 観覧動線と諸室配置</b> .....	31
<b>6 被爆体験証言活動などの充実</b>	
(1) 現状と課題 .....	33
(2) 支援と新たな取り組み .....	34
<b>7 経緯等</b>	
(1) 更新計画策定の経緯及び今後の予定 .....	37
(2) 広島平和記念資料館更新計画検討委員会会議抄録 .....	38
(3) 広島平和記念資料館更新計画検討委員会設置要綱 .....	40
(4) 広島平和記念資料館更新計画検討委員会委員名簿 .....	41
(5) 平和記念資料館及び平和記念館の沿革及び整備の歩み .....	42
(6) 平和記念資料館分類別収蔵資料数 .....	44
<b>資料編</b>	
平和記念資料館の展示と建物についての意見聴取等の概要 .....	46
広島平和記念資料館更新計画(素案)への意見募集結果の概要 .....	64
広島平和記念資料館条例(現行) .....	67
広島平和記念館条例(平成6年廃止時点) .....	71

## 1 更新計画の趣旨

### (1) 経緯

平和記念資料館は、広島平和記念都市建設法<sup>1)</sup>に基づく平和記念施設として、昭和30年(1955年)8月に開館した。同館は、被爆資料の展示を通して被爆の実相を伝え、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するために設置された。その後、平成6年(1994年)に隣接する平和記念館を廃止して同館を建て替え、これを平和記念資料館の東館とし、従来の平和記念資料館を本館として、この両館を合わせて平和記念資料館とした。

建設から51年が経過した本館建物は、平成18年(2006年)7月に、戦後の建築物としては初めて国の重要文化財に指定された。これを受け、今後も、文化財としての価値を損なうことのないよう建物を保存しながら活用していく必要があり、老朽化への対応や耐震性の向上を図っていかなければならない。

被爆者の高齢化が進み、自らの被爆体験を発信できる人が減少している。一方で、戦争体験のない世代が人口の7割を占め、戦争や核兵器の恐ろしさを実感できない人が増加している。こうした状況の中、被爆体験を次世代にどのように伝えていくかが大きな課題となっており、平和記念資料館の果たす役割は、ますます重要になっている。

平和記念資料館では、平成6年(1994年)に展示の大幅な拡充を図ったが、来館者が本館の被爆の惨状に関する展示に観覧時間を十分にとれていない、本館と東館の市街地模型など展示内容に重複が見られる、観覧後に、来館者の気持ちを落ち着かせたり、平和への思いを寄せる場が不十分であるなどの問題がある。

このようなことを踏まえ、中長期的な視点に立って、老朽化などに対応した建物の整備、被爆体験を次世代に分かりやすく伝えるための展示の更新、被爆体験証言活動などの充実を図る必要があることから、更新計画を策定した。

なお、策定にあたっては、来館者、被爆者団体、被爆体験証言受講団体、有識者などから幅広く意見を聴取するとともに、更新計画検討委員会の指導・助言を得た。

1) 広島平和記念都市建設法：広島市を平和記念都市として建設することを目的に制定された特別法。昭和24年(1949年)5月、国会での可決後、7月7日の住民投票に付され、9割強の賛成を得て成立した。公布は8月6日。この法律により国の本格的な財政支援が始まり本市の復興が進展した。



写真1 平和記念資料館(中央が本館、右が東館)の全景、左は国際会議場

## (2) 検討対象

